説明資料

行田都市計画道路等の変更および 都市計画法第34条第11号に基づく 区域の変更について

第79回 行田市都市計画審議会



都市計画道路とは

- 都市計画道路は、将来のまちづくりを考え、あらかじめルートや幅員等を都市計画法で定め、計画的に整備を進める道路です。
- 都市計画道路の予定地と して決定された区域には、 将来の整備が円滑に進め られるよう、新たに建築 する建物に対して、一定 の建築規制が課せられま す。

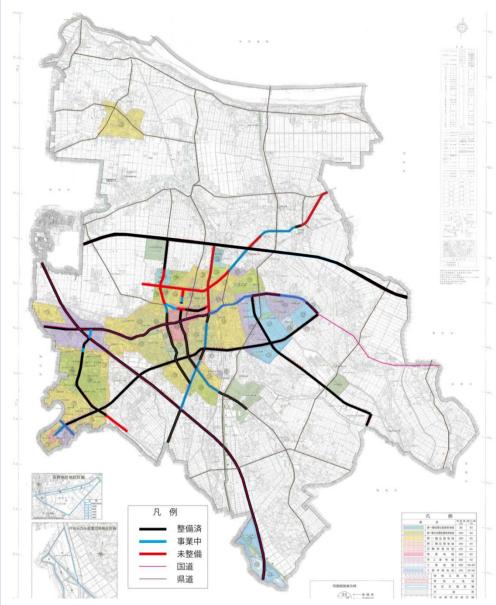
都市に必要な様々な都市施設



出典:国土交通省ホームページ

都市計画道路の整備状況について

都市計画道路の整備状況図(H29年4月現在)



- 本市では、都市計画 道路として14路線、 約55kmを位置づけて います。
- 平成29年4月現在の 整備率は約74%です。
- 未整備の箇所(図中 赤線)は、秩父鉄道 行田市駅周辺などの 中心市街地に多く 残っています。

都市計画道路見直しの目的

- 本市の都市計画道路の多くは、計画決定から50年 以上経過しています(当初は、高度経済成長による 市街地の拡大や自動車交通量の増加を見込んだ計画 だった)。
- 一方で、現在は少子高齢・人口減少社会が本格化し、 社会保障費や公共施設の維持管理費等が増加しており、将来にわたって持続可能なまちづくりが必要と なっています。



長期にわたり、未整備となっている都市計画 道路を「必要性」や「機能性」等の観点から 見直しを行い、効率的な整備を図る

長期未整備都市計画道路の見直し手順

●長期未整備の都市計画道路については、埼玉県が 平成25年6月に策定した「都市計画道路の検証・ 見直し指針」に基づき3段階で検証しました。

第一段階 検証路線の抽出

全ての未整備、 事業中路線を対 象として選定

第二段階

見直し候補路線の選定

社会状況の変化に伴う 必要性や構造の適正さ を検証

第三段階見直し路線の選定

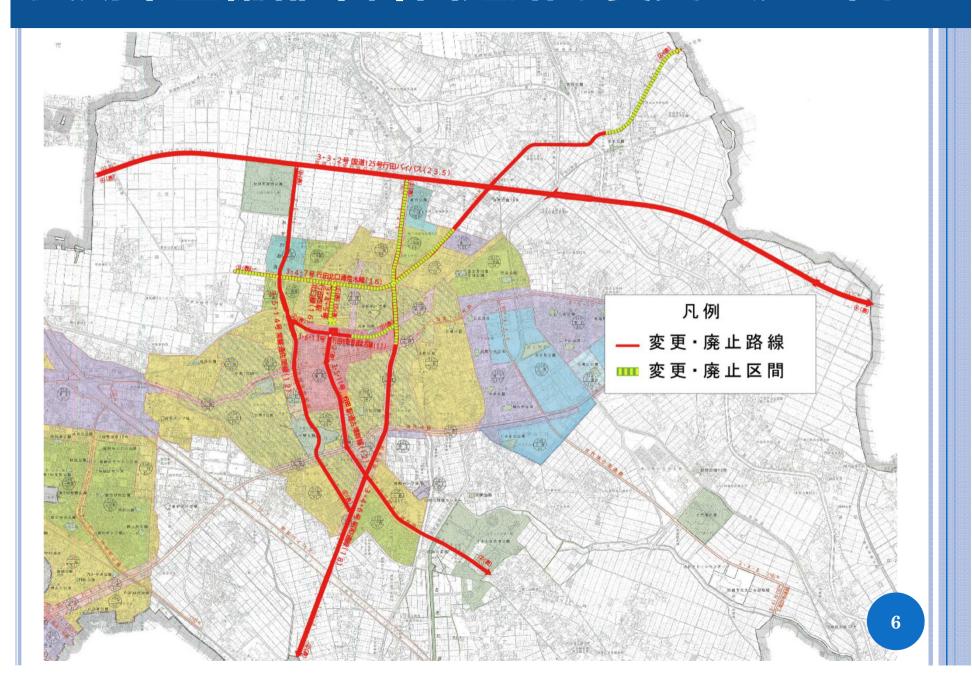
道路機能の観点、上 位計画との整合から 存続、変更、廃止を 検討し確定

長期未整備都市計画道路の変更一覧

都市計画変更一覧 *表中()は変更前

決定者	名 称	延長	車線数	幅員	内容	その他の変更			
						用途	特別 用途	準防火	11号
埼玉県	3・3・2号国道125号行田バイパス	約7,500m	4車線 (-)	23.5m	・一部区域の変更 ・車線数の決定				•
	3・5・7号長野荒木線 (3・4・7号行田北口通荒木線)	約1,880m (約5,170m)	2車線 (-)	12m (16m)	・一部区間の廃止 ・名称の変更 ・車線数の決定	•			
	3・5・11号行田市駅通古墳群線 (3・5・11号行田駅通古墳群線)	約2,880m	2車線 (-)	12m	・名称の変更 ・車線数の決定				
	3・5・14号常盤通佐間線	約3,400m	2車線 (-)	12m	・一部区域の変更・車線数の決定	•			
行田市	ー (3・4・5号行田市駅北口線)	– (約320m)	-	- (18m)	・廃止				
	3・4・6号昭和通線	約3,050m (約4,610m)	-	18m	・一部区間の廃止	•	•	•	•
	3・6・13号行田市駅前通北谷線	約570m (約1,090m)	-	11m	・一部区間の廃止				

長期未整備都市計画道路の変更・廃止図



3・3・2号 国道125号行田バイパス

当初決定年次: 昭和39年8月20日 | 代表幅員 23.5 m | 延長 7,500 m

変更理由

□ 接続する都市計画道路3・4・6号昭和通線の一部区間の廃止 に伴い、本路線と接続する交差点部において隅切りが不要と なることから、隅切りを廃止する

⇒接続道路の廃止に伴う隅切りの廃止

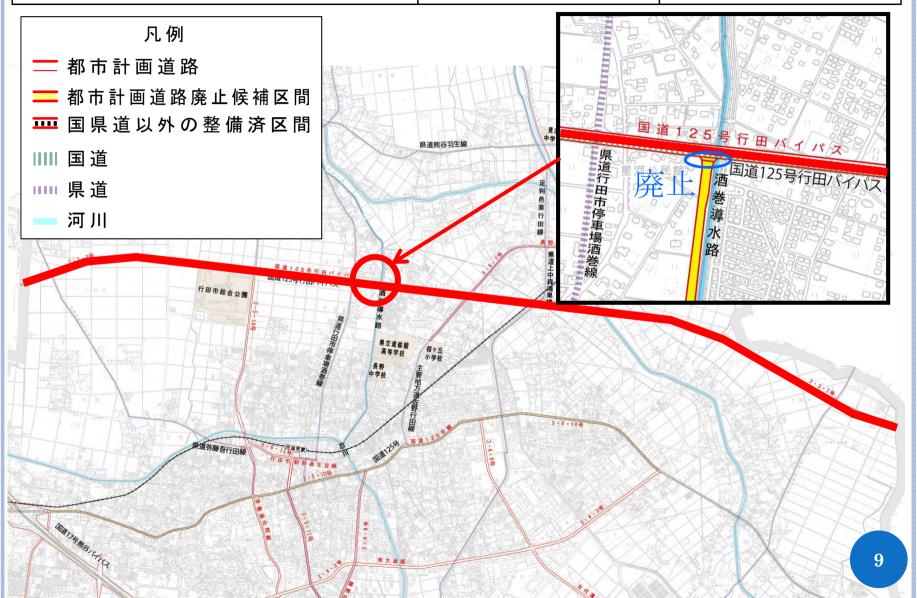
3・3・2号 国道125号行田バイパス(現行)

当初決定年次: 昭和39年8月20日 | 代表幅員 23.5 m | 延長 7,500 m



3・3・2号 国道125号行田バイパス(見直し後)

当初決定年次: 昭和39年8月20日 代表幅員 23.5 m 延長 7,500 m



都市計画道路が廃止されると

都市計画道路にかかる建築制限が解除されます

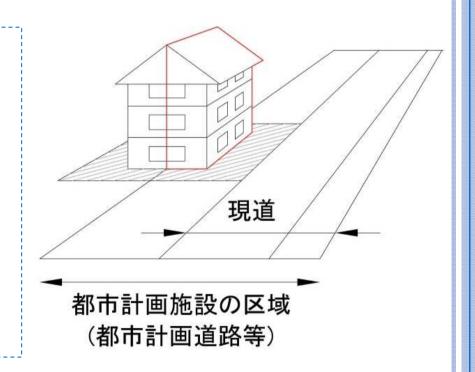
都市計画道路の計画区域内には、将来、円滑な整備が行われるよう都市計画法に基づき、建物の建築に一定の制限がかけられています(都市計画法第53条)が、都市計画の廃止により制限が解除されます。

【現在】

都市計画道路の計画区域内に、建物を 建築する場合は、都市計画法に基づく 申請手続きが必要です。

なお、以下の建物は建築することができません。

- ・4階建て以上の建物
- ・地下を有する建物
- ・鉄筋コンクリート等の頑丈な建物 で容易に移転、除去することがで きないもの



3・4・7号 行田北口通荒木線

当初決定年次: 昭和39年8月20日 | 代表幅員 16 m | 延長 5,170 m

第二段階 見直し候補路線の選定

- □ 行田市都市計画マスタープランにおいて、廃止を含めた見直 しを検討する路線として位置付けている
- □ 土地区画整理事業の構想に絡む区間であり、区画整理事業が中止となった現在においては、その必要性が低下している
- 幹線道路としての機能については、近接して並行する国道 125号バイパス及び主要地方道佐野行田線が代替機能を果た しており、その他の車道・歩道機能については、生活道路が 代替機能を果たしている。

第三段階 見直し路線の選定

道路機能、上位計画との整合性、道路網の観点から総合的に評価

⇒一部区間の廃止を含む起終点の変更

3・4・7号 行田北口通荒木線(現行)

延 長 当初決定年次:昭和39年8月20日 代表幅員 5,170m 見沼中学校 凡.例 県道熊谷羽生線 王要地方道足利邑楽行田 都市計画道路 主要地方道佐野行田線 都市計画道路廃止候補区間 ━ 国県道以外の整備済区間 ||||| 国道 IIII 県道 河川 国道125号行田バイパス 行田市総合公園 酒巻導水路 県立進修館 桜ヶ丘 小学校 高等学校 3 - 5 - 10号 **美道弥藤吾行田線**

3(5)7号 長野荒木線(見直し後)



3·5·11号 行田駅通古墳群線

当初決定年次: 昭和25年8月28日 | 代表幅員 12 m | 延長 2,880 m

変更理由

■ 都市計画道路の名称と、起点となる駅の名称の不整合を解消するため、名称変更する

⇒名称の変更

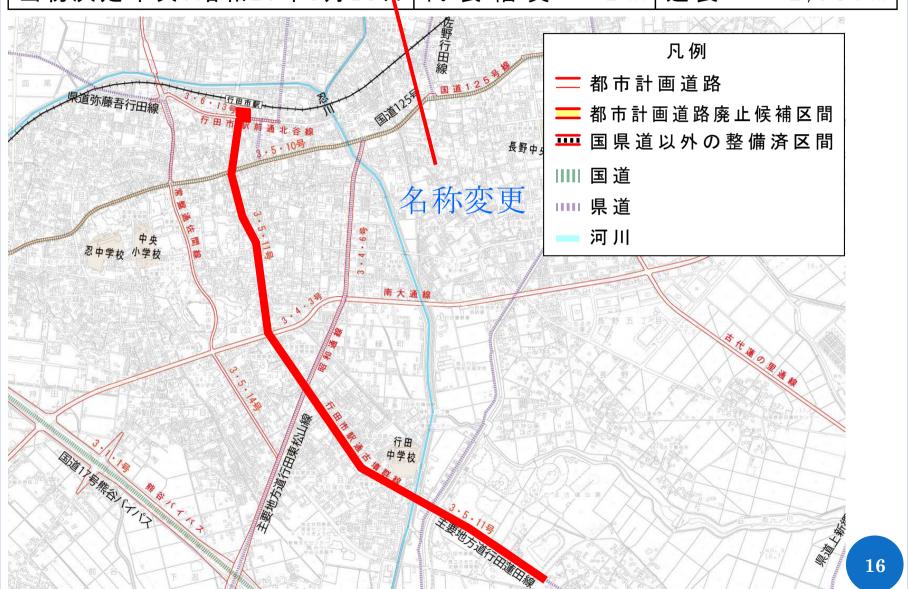
3·5·11号 行田駅通古墳群線(現行)

当初決定年次: 昭和25年8月28日 | 代表幅員 12 m | 延長 2,880 m



3・5・11号 行田市駅通古墳群線(見直し後)

当初決定年次: 昭和25年8月28日 代表幅員 12m 延長 2,880m



3·5·14号 常盤通佐間線

当初決定年次: 昭和25年8月28日 | 代表幅員 12 m | 延長 3,400 m

変更理由

□ 交差する都市計画道路3・4・7号行田北口通荒木線の一部区間の廃止に伴い、本路線と交差する交差点部において右折帯が不要となることから、一部区間の幅員を縮小する

⇒一部幅員変更

3.5.14号 常盤通佐間線(現行)

当初決定年次:昭和25年8月28日 代表幅員 延長 3,400m 1 2 m 凡例 行田市総合公園 **二**都市計画道路 都市計画道路廃止候補区間 ━ 国県道以外の整備済区間 県立進修館 高等学校 ||||| 国道 IIII 県道 河川 県道弥藤吾行田線 長野中央公園 18

3・5・14号 常盤通佐間線(見直し後)

当初決定年次:昭和25年8月28日 代表幅員 延長 3,400m 1 2 m

